

太田市準認可保育施設運営費保護者負担軽減助成金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月16日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第106号

太田市準認可保育施設運営費保護者負担軽減助成金交付規則の一部を改正する規則

太田市準認可保育施設運営費保護者負担軽減助成金交付規則（平成20年太田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「こと」の次に、「。ただし、住民基本台帳に記録されていないことについてやむを得ない事情があると市長が認めたときはこの限りでない」を加え、同号ウ中「次号エ」を「次号ウ」に改め、同条第2号ア中「こと」の次に、「。ただし、住民基本台帳に記録されていないことについてやむを得ない事情があると市長が認めたときはこの限りでない」を加え、同号中イを削り、ウをイとし、エをウとする。

第5条第1項中「準認可保育施設運営費保護者負担軽減助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を」を削り、「市長に」の次に「その旨を」を加え、「提出」を「申請」に改め、同条第2項中「申請書」を「申請」に、「準認可保育施設運営費保護者負担軽減助成金決定通知書（様式第2号）又は準認可保育施設運営費保護者負担軽減助成金却下通知書（様式第3号）により」を「申請者に」に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(手続の様式)

第8条 次に掲げる手續の様式は、市長が別に定める。

- (1) 第5条第1項の規定による申請
- (2) 第5条第2項の規定による通知

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の太田市準認可保育施設運営費保護者負担  
軽減助成金交付規則の様式は、当分の間、使用することができる。